（広報資料）

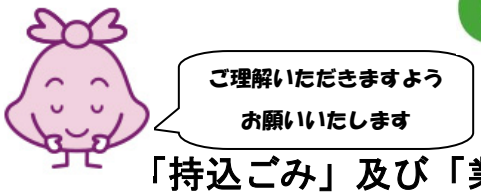

令和５年５月１日
京都市環境政策局
（担当：循環型社会推進部資源循環推進課
TEL：075－222－3948）

「持込ごみ」及び「業者収集ごみ」の搬入手数料改定について

京都市では、「京・資源めぐるプラン－京都市循環型社会推進基本計画（2021-2030）－」において、搬入手数料がごみ処理コストや民間リサイクル料金よりも低いことを踏まえ、「持込ごみ」及び「業者収集ごみ」の適切な搬入手数料のあり方を検討することとし、京都市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、昨年１２月に答申を得ました。

ごみ処理費用については、これまでから市民・事業者の皆様のご理解とご協力のもと、ごみの減量にあわせて削減を進め、１００kg あたり約２，０００円まで削減を進めてきたところですが、現在、この処理費用を搬入手数料だけでは賄いきれず、差額を公費で負担している状況です。

これらの状況を踏まえ、排出事業者責任・受益者負担の考え方に基づく搬入手数料の適正化を図り、更なるごみの減量や民間リサイクルを促進するため、今般、上記答申を踏まえた搬入手数料改定に係る条例改正案を令和５年２月市会に提案し、議決いただいたところです。

これを受け、下記のとおり「持込ごみ」に係る搬入手数料は約半年間、「業者収集ごみ」に係る搬入手数料は約２年間の周知期間を設け、それぞれ令和５年１０月、令和７年４月に改定しますので、お知らせします。

今後も、引き続き、ごみの減量の推進とごみ処理費用の削減に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

１　「持込ごみ」※1の搬入手数料

現行	令和５年１０月１日～
＜100kg 以下＞ 1,000 円	＜100kg 以下＞ **1,500 円**
＜100kg 超～600kg 以下＞ 1,000 円＋1,500 円／100kg （100kg までの料金 1,000 円に超過 100kg までごとに 1,500 円ずつ加算）	＜100kg 超＞ **1,500 円＋200 円／10kg** **（100kg までの料金 1,500 円に超過 10kg までごとに 200 円ずつ加算）**
＜600kg 超＞ 8,500 円＋2,000 円／100kg （600kg までの料金 8,500 円に超過 100kg までごとに 2,000 円ずつ加算）	

※１　臨時的に発生したごみを、市民や事業者が自ら運搬するなどし、本市の処理施設に搬入するもの

２　「業者収集ごみ」※2の搬入手数料

現行	令和７年４月１日～※3
＜100kg までごと＞ 1,000 円	＜10kg までごと＞ **150 円** **（マンション等から出るプラスチック類※4に限り、10kg までごと 75 円）**

※２　事業者等が日々排出するごみを、収集運搬業者が定期契約に基づき、本市の処理施設に搬入するもの

※３　「業者収集ごみ」の搬入手数料は、収集運搬業者（許可業者）を通じた間接徴収であるため、排出事業者の理解を得ることや、許可業者と排出事業者の契約の見直しに一定の期間を要することから、約２年間の周知期間を設ける。

※４　家庭から排出されるプラスチック製品（100％プラスチック素材を使用したもの又は大部分がプラスチック素材であるもの）及びプラスチック製容器包装